

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A所在のB会社の代表取締役であり、労災保険法第34条の規定に基づき、中小事業主等として労働者災害補償保険に特別加入している者である。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、トラックを運転して顧客へエレベーターの部品の納品に向かっていたところ、ハンドル操作を誤り、縁石と街路樹に衝突し、全身と頭を強く打ち負傷した（以下「本件災害」という。）という。

請求人は、同日、C整骨院に受診し、平成〇年〇月〇日、D病院に転医し、「腰部脊柱管狭窄症」と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。）は、E医師作成の平成〇年〇月〇日付け国民年金厚生年金保険診断書を根拠に、請求人には著しい運動障害が生じており、請求人に残存する障害の程度は障害等級第6級以上に該当する旨主張している。

この点、本件障害補償給付支給請求書裏面の同医師作成の診断書によれば、請求人の障害の詳細について「腰痛・両下肢痛が持続している」とされていることが確認できるところ、上記各診断書を含む一件記録を精査するも、請求人にはせき椎圧迫骨折又はせき椎固定術及び項背腰部軟部組織の器質的变化は確認できない。そうすると、当審査会としても、請求人に残存する障害は受傷部位の神経症状であり、その障害の程度は障害等級第14級の9「通常の労務に服することはできるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの」を超えるものとは認められない。

なお、請求人が依拠する上記国民年金厚生年金保険診断書には、請求人の既存障害として「腰下肢痛」との記載が認められる。

(2) 請求代理人は、E医師作成の上記診断書を提出し、せき椎固定術が行われていれば請求人に残存する障害の程度は障害等級第8級の2に該当する旨も主張するが、当審査会の判断は上記のとおりであり、当該診断書によっても、同判断を変更する事情は認められない。

3 以上のとおりであるから、請求人に残存する障害は障害等級第14級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。